

第2章

競争法制の生成と発展

—韓国・台湾を中心に—

はじめに

アジア NIEs と称される、いわゆる輸出指向型工業政策の下で、近時、急速な経済発展を遂げている新興工業諸国では、産業開発における政府介入の在り方は異なるものの、総じて企業の有効競争を重視し、資源の効率的配分に基づく経済体制の実現が要請されている。これに伴い、各国ではしだいに競争法制の整備がはかられつつある。この傾向は、これらの国々の経済体制が競争法制を必要とするまで市場システムを深化させているとみるとみることができるが、中でも 1980 年代に入り各国で本格化しつつある経済体制の「自由化」の動きは、この方向をよりいっそう加速化させているといえる。こうした背景には、「規模の経済」に大きく依存するアジア NIEs の経済発展の拡大にとって、経済効率の極大化をはかるため市場での競争機能の活性化が重要な課題となり、そのためには経済の自由化（貿易、投資）や経済活動における政府規制の緩和を促進するとともに、公正で自由な競争的市場環境を形成し、確保する必要性が生じているからに他ならない。他方、この経済の自由化はおのずと取引、経済活動の拡大と国際化を促進する効果を有する。そのため、近時、アメリカを中心とする先進諸国との貿易摩擦を契機に、外から輸入増大や資本自由化など国内市場の開放に加えて、通商、国際的取引にお

ける不公正な慣行の排除が要求されており、海外からの圧力によっても経済の自由化が推進されてきている。そこでは、国内での公正で自由な競争的市場環境の形成・確保だけでなく、国際市場における公正で自由な競争秩序の維持に十分対応した競争政策・法の整備と運用が求められている⁽¹⁾。

もとより、アジア NIEs においては、経済発展における産業政策の展開、産業開発の推進主体や政府の役割等は各国間で大きな相違をみせており、またこれらとの関係で競争法・政策の意義、その導入の契機も異なる。こうしたことから、競争立法の整備状況についても各国間で違いを示している。例えば、韓国の1975年「物価安定及び公正取引に関する法律」のように、当初は物価統制と公正取引を同時に追求し、かならずしも先進国の競争法制と同じとはいえないが、比較的早い時期から競争法を導入した国、また台湾の82年「公正取引法草案」のように、近時の経済・貿易政策の自由化の要請と産業構造の高度化に備え、競争法の導入の準備段階にある国、さらにシンガポールや香港のように、前二国に比べて、市場はるかに競争的に組織されているが競争法を有しない国も存在する。

本章の目的は、アジア NIEs の経済の自由化、国際化の進展および拡大に伴い、各国の競争法制の対応がどのようなものであるか、特に法の整備状況と発展の段階について概観および検討することにある。一般にアジア NIEs の経済の自由化・国際化に対応した競争法制の観点からは、まず国内市場での公正で自由な競争的市場環境の形成を妨げる競争制限的な企業行動への規制措置が考えられるが、この規制のあり方は、特に近時要求されつつある市場開放性の確保の観点からも重要な意義をもっているといえよう。さらに経済の国際化による国際的な企業活動や取引の相互浸透に伴い、競争者間における不公正な取引慣行に対する公正競争阻害規制が重要となっている。とりわけ、この公正競争阻害規制は、外国資本との取引関係のみならず、国内大企業の取引上の地位の不当利用から消費者の保護をはかる有効な手段として、重要な側面をもちつつあり、消費者の利益保護の観点からも公正競争をとらえておく必要がある。

アジア NIEs の経済の自由化、国際化に備えた競争法制の整備とその役割は、各国の経済の自由化、国際化がいまなお進行段階にあることに加えて、種々の産業政策上の規制措置がとられている結果、その位置づけも異なる。しかし、ここでは、各国の産業政策の展開および特色をふまえて、競争法制の意義を考え、さらに競争法制における規制内容およびその発展状況を考察する。なお、本章の対象として、上述のような競争法制の立法整備状況から、韓国と台湾に限定せざるを得ない。

I 韓国、台湾の産業発展と競争法

1. 韓 国

韓国の産業政策は、同国の工業化の推進に伴って形成されてきた。産業政策の基本的な骨格は、1960年代の第1次5カ年計画(1962~66年)の輸入代替工業化過程を経て、第2次5カ年計画(1967~71年)の下で打ち出された輸出指向工業化政策によって形成されたといえる。そこでは政府主導による産業政策の下で輸出振興を通じた経済成長政策がとられた。この背景には、韓国の経済がおかれた事情、即ち狭小な市場、国内資源(資本、技術)の不足という状況下で、規模の経済を実現するためには、輸出振興を経済発展の基本戦略とせざるを得なかったことがあげられる。そのため、政府は金融システムを通じ、特定産業に対する資金の集中配分を積極的に実施したのである。この結果、少数の大企業が市場を支配するに至るような経済力集中の現象を深化させ、同時に、「財閥」の形成を促進することになったのである。

この傾向は、第3次経済開発計画(1972~76年)によって推進された重化学工業化においてもいっそう促進された。同経済開発計画の下では、特に、資源効率の適正化をめざし1975年の中小企業系列化促進法が中小企業や周辺産業を育成するため、系列化を中小企業政策の目標⁽²⁾としたが、結果的に「財

表1 主要財閥傘下の企業総数

財 閣 数	1973	1974	1975	1976	1977	1978
5	43	51	54	68	91	111
10	80	98	104	127	150	165
20	152	187	199	209	242	284
46	290	315	329	335	393	421

(出所) 白洛基, 張錫仁, 李徳熙『韓国の産業政策』, 350ページ。

閥」とその系列企業の経済力集中を促進することになった(表1)。これは77年の時点で、70%以上の市場占有率をもつ独占または市場支配的事業者により国内工業製品の36%, 50%以上の市場占有率をもつ複占事業者によって15%が製造されていたといわれる⁽³⁾。

しかし、1970年代後半になると、それまでの目ざましい高度成長の達成と産業構造の多様化によってもたらされた大規模企業の市場支配力、さらに資源の効率的配分の歪みが指摘されるようになった。同時に、石油危機を含む、内外の要因に基づく経済情勢の悪化から、経済政策とならんで競争政策の見直しが政府の重要な課題となった。

そこで、政府は、経済効率を向上させるため、政府主導型、大企業主体の産業開発を改めて市場機能の回復と活性化をはかり、さらに競争を促進して、対外競争力を確保するため、物価の安定をはかるほか、海外からの資本、技術を積極的に導入する開放経済政策を採用した。加えて、この開放経済政策の一環として、輸入自由化措置とともに投資の自由化⁽⁴⁾を推進したのである。この一連の経済改革の動きは競争法の役割をも大きく転換し、1975年法を大幅に改正した80年「独占規制および公正取引に関する法律」(以下、独占規制法)を制定することになった。

ところで、韓国における競争政策・法の見直しの背景には、急速な経済発展の過程で大型化した「財閥」間の過当競争やその中小企業分野への侵入が、国内市場での公正で自由な競争秩序と健全な産業構造の形成にとり、大きな阻害要因として作用しているとの強い認識が存在していたといえる。こうした中で、競争法制の役割が経済の自由化による競争機能の活性化を通じて、

公正で自由な競争秩序の確立に向けた企業行動のルールとして、より積極的な意義が認められるようになったことは注目される。

だが、独占規制法の制定後においても、大企業を中心とした企業集団の経済力集中現象はいぜんとして進行しているため、これら企業集団の経済力を背景とする市場参入障壁や産業政策上の各種の公的競争制限⁽⁵⁾に対し、近時、海外からの批判の声が高まっており、同時に資本自由化等の市場開放がアメリカを中心に要求されている⁽⁶⁾。そのため、競争政策上、これらの対外的要因も考慮する必要性に迫られてきている。1986年、同国では企業集団の経済集中の規制を目的として、80年独占規制法を改正し、さらに90年の改正によっても同法の運用をいっそう強化しつつある。

2. 台 湾

台湾の産業政策は、韓国と同様、輸出指向工業化を1960年以降基調としている。もっとも、それ以前の50年代には輸入代替工業化が開始され、また70年代には公企業主導の下で重化学工業を中心とする（第2次）輸入代替工業化が推進された。しかし後者は輸出指向への過渡的な過程とされている。50年代の輸入代替工業化から輸出指向工業化への転換の背景には⁽⁷⁾、国内市場の狭小から内需産業の産業連関効果に限界が存在したこと、輸入代替産業の保護・育成策が競争を減退させたこと、さらに工業化の進展に伴い貿易収支の赤字がもたらされたこと等により、輸出産業の育成が必要となったことが挙げられる。ところで、この政策転換のプロセスは韓国とのそれと比べると大きな相違を示している。即ち、韓国では、輸出主導型大企業中心の経済成長策、また国内の特定産業の保護育成を軸とした政府主導型の工業化政策が推進されたのに対し、台湾では輸出指向のための市場自由化政策を背景として、民間中小企業が中心となって輸出指向工業化が展開されたのである。これは、具体的に58年の「外国為替・貿易管理の改善計画」に基づく輸入制限の緩和、外国為替制度の合理化措置の導入によるが、この自由化政策と並ん

で輸出奨励政策が政府によって強力におし進められた。そこでは、輸入代替工業化政策により歪められた資源配分の状態を是正して民間企業の対外競争力を確保・強化することが期待されていた。しかし70年代に台湾経済は2回の石油危機による大きな変動を受けた。その結果、輸出産業も労働集約的工業から資本・技術集約工業への高度化が求められるようになり、重化学工業の輸出産業化を目的とした輸入代替工業化政策がとられることになったのである。

また、1960年代以降の台湾の輸出指向工業化の順調な発展は、一方で国内政策の適切な対応と推進によるものとはいえ、他方でアメリカの援助と市場開放性、さらに外資企業の役割によって支えられてきた。とりわけアメリカの一般特恵制度(GSP)や多国籍企業の市場戦略と技術導入、さらに、日本からの輸出生産財の輸入等が、工業製品輸出の拡大に大きく寄与した。だがその反面、台湾経済は輸出入とともに外資・技術への依存を高めることになったのである。この結果、80年代には輸出をいっそう拡大するため、産業構造の高度化に直面する一方、アメリカとの貿易不均衡改善のため、貿易、投資の自由化等の市場開放が要求されるようになった⁽⁸⁾。また、この貿易取引においては、急速な輸出拡大と技術競争力の不足から、不公正な貿易慣行(ダンピング)や偽造商標による取引が表面化しており、競争政策・法に基づく規制対応がアメリカから強く求められている。82年に同国では「公正取引法草案」の立法準備にとりかかったが、この背景には、以上のような「経済の自由化」の要求とともに、その改革の一環として同法の制定が位置づけられているといえよう⁽⁹⁾。

もっとも、台湾における最近の競争政策への関心の高まりは、経済の自由化に伴う外からの圧力による対外的要因だけでなく、国内的要因も存在する。即ち、台湾経済はこれまで韓国と比較すると、相対的に自由主義的な市場組織のもとで、産業開発の主体としての公企業の比重は高くはなかった。また、輸出指向工業化による急速な経済発展過程において、その中心的役割を果してきたのは民間企業、就しく中小企業であった。そのため、韓国のように

「財閥」の伸長、これに伴う市場構造の歪曲性をもたらす基盤は弱かったといえる。しかしながら、台湾においても1970年代頃よりしだいに企業集団の形成の徵候がみられつつある。これらは、50年代の内需産業発展期に政府の保護政策によって、国内市場を基盤に大型化し大企業として台頭してきたものである。企業集団は韓国の「財閥」のごとく大規模かつ異業種多角化は進んでいないが、近時同一業種で垂直統合や異業種での水平統合によって拡大してきていることから⁽¹⁰⁾、競争秩序に与える影響力は無視できないものになっている。こうしたことから、現在進められている「公正取引法草案」の立法準備にあたっても、公正かつ自由な競争秩序の確保の観点から、独寡占および不当な取引制限の規制がはかられている。

II 韓国の競争法制の展開

1. 競争立法の導入

既述のように、韓国の最初の競争法は、1975年「物価安定および公正取引に関する法律」である。同法の制定に先だち、すでに66年、67年、69年および71年に、独占規制をはかり、かつ競争を促進するため、「公正取引法」の制定の動きがみられたが、成立するにいたらず、75年に物価統制に主眼をおいた前記法律が制定された。75年法は、最高価格の指定、価格の表示、公定料金の決定、独占・寡占事業者の価格申告、緊急需給調整措置、不公正取引行為の禁止、競争制限行為の禁止を規定し、統制と競争促進の二つの異なる規制原理から構成されていた。しかし、前述のように同国の急速な経済発展に伴い、大企業の企業集中化による独寡占および中小企業の系列化の弊害が顕在化するに従って、新たに独占的企業の市場支配力の濫用および市場独占化のための合併、株式保有、役員兼任等、企業の競争制限行為の規制を目的とした80年「独占規制及び公正取引に関する法律⁽¹¹⁾」が制定されることに

なった。

同法の基本構成は次のとおりである。

第1章総則、第2章市場支配的地位の濫用禁止、第3章企業結合の制限および経済力集中の抑制、第4章不当な共同行為の制限、第5章不公正取引行為の禁止、第6章事業者団体、第7章再販売価格維持行為の制限、第8章国際契約の締結制限、第9章専任機構、第10章手続き、第11章損害賠償、第12章適用除外、第13章補則、第14章罰則ならびに附則。

ところで、独占規制法は、独占的状態にある市場構造 자체を規制する構造規制政策をとるにいたらなかったが、当初、市場での公正で自由な競争秩序の確立によって、市場機能を回復し、また企業活動を活性化させる制度的措置として強く期待されていた。だが、その後の韓国経済の進展は、経済集中の継続的進行を顕在化させた。これは、同法制定に伴って指定されることになった「市場支配的品目および事業者」数の推移にもみられる。それによると1981年に42品目、71事業者であったのが、88年には122品目、285事業者へと大きく増加している。また、経済力集中をもたらす手段についても、株式取得を中心として全体的に増大している(表2)。このような傾向は、経済規模の拡大の一方で、市場集中がいっそう強化されてきていることを反映しているといえよう⁽¹²⁾。こうしたことから、86年、経済力集中の規制強化を目

表2 手段別・措置事項別・企業結合実態(1981年4月～86年12月)

(単位:件)

	手段別						措置事項		
	株式得	任員兼任	譲業受	合併	会社立	原接案受	警告	是命	正令
1981	81	8	10	34	15	125	23	—	
1982	125	66	12	31	54	243	43	2	
1983	132	21	16	17	24	188	2	—	
1984	75	22	21	38	75	189	42	—	
1985	71	12	9	40	41	144	29	—	
1986	96	27	14	30	37	170	34	—	
総計	580	156	82	190	246	1,059	173	2	

(出所) 李南荃『新公正去來法』、193ページ。

的として、企業集団の形成とその拡張防止に重点をおいた法改正⁽¹³⁾を行なった。これは、特に事業支配力の集中排除の観点から、(イ)持株会社の設立禁止、(ロ)相互出資の禁止、(ハ)出資総額の制限、(ニ)金融・保険会社所有株式の議決権制限、(ホ)企業結合申告の強化、(ヘ)企業集団の株式所有現況の申告制度の導入、(ト)大規模企業集団の指定、(ツ)企業結合制限に対する是正措置の義務履行確保を定めた。他方、企業集団を含む事業者の不当な競争制限行為の規制強化のため、(リ)不公正な取引行為の禁止条項の拡大、(ヌ)不当な国際契約締結禁止対象の拡大をはかった。

さらに、その後においても、この大規模企業集団への経済力集中規制は徹底化され、1990年1月に独占規制法の運用強化をはかるため公正取引委員会の権限強化と併せて法改正が行なわれている（法律4198号）⁽¹⁴⁾。

2. 競争法制の概要

(1) 市場支配的地位の濫用禁止

独占規制法は、1990年改正まで市場支配的地位の事業者を次のように定めっていた（2条7号）。(イ)競争事業者が存在しないか、実質的な競争が行なわれていない場合、(ロ)競争事業者との関係で当該事業分野において圧倒的な地位を占めている場合、(ハ)2以上の事業者中、少数の事業者がその全体として当該事業分野において圧倒的な地位を占めている場合。しかしながら、市場支配的事業者の要件の客観的基準が抽象的であるとの理由から、90年改正により、従来独占規制法施行令で定められていた市場占有率の基準が同法に移され、明確化されている。この市場支配的事業者の基準は、国内での年間総供給額が300億ウォン以上の同種または類似の商品または役務を供給する事業者の中、市場占有率が1社で50%以上、3以上の事業者で75%以上とされている⁽¹⁵⁾。また、市場支配的事業者は大統領令の定めるところにより、公正取引委員会が指定・告示し（4条）、次の濫用行為をなすことが禁止されている（3条）。(イ)商品の価格や用役の代価（以下価格という）を不当に決定、維持、

変更する行為、(口)商品の販売または用役の提供を不当に調節する行為、(ハ)他の事業者の事業活動を不当に妨害する行為、(ニ)新規競争事業者の参加を不当に妨害する行為、(両)その他競争を実質的に制限し、または消費者の利益を顕著に阻害するおそれのある行為。

公正取引委員会は、上記の濫用行為が行なわれた場合、価格引下げ命令または当該行為の中止命令、法違反事実の公表等の是正措置をとることができるもの(5条)。そして、市場支配的事業者が公正取引委員会の価格引下げ命令に従わなかったときには、課徴金の納付が命ぜられる(6条)。

(2) 企業結合の制限および経済力集中の抑制

すでに述べたように、事業支配力による過度の集中を抑制するため、1986年独占規制法改正は、企業集団の経済集中の規制に着手し、さらにその後の90年改正においてもその徹底化をはかっている。それによると大統領が定める基準¹⁶⁾に該当する会社が、直接または系列会社もしくは大統領令で定める特殊関係人を通じて、(イ)株式の取得、(ロ)役員の兼任、(ハ)合併、(ニ)営業の譲受け、(両)新会社設立への参与、を行なう場合、それが一定の取引分野において競争を実質的に制限するとき禁止される(7条)。ここで特殊関係人とは、当該会社の事業内容を事实上支配するものおよび企業集団の範囲¹⁷⁾に該当するものとされている。なお、上記の企業結合を行なう場合、公正取引委員会に申告しなければならない(12条)。しかし、産業合理化および国際競争力の強化にとり必要とみなされる場合、認可される。

企業集団による経済力集中の抑制の観点からは、主として次のような措置が中心となっている。まず持株会社¹⁸⁾設立の禁止の原則が明示され、これは既存の事業会社が持株会社に転向することも禁止される(8条)。ただし、法律によって設立する場合および外資法による外国人投資事業に出資するため、公正取引委員会から事前の承認を得た場合は例外とされる。第2に総資産4000億ウォン以上保有している大規模企業集団¹⁹⁾に属する会社間での株式相互出資が禁止されている(9条)。ただし、合併または営業全部の譲受け、

担保権行使または代物弁済の受領の場合は除外される。第3は株式保有の出資総額規制である。これは前記の大規模企業集団に属する会社（金融・保険を除く）の自己資産の40%を超えて、株式を取得・所有することを禁止している（10条）。ただし、「工業発展法」の合理化措置による出資、担保権の行使、代物弁済受領による出資等は除外される。そして、出資総額規制の適用除外を受ける大規模企業集団に属する金融・保険会社については、所有株式の議決権行使が制限されている（11条）。

こうした規制措置に加えて、企業結合規制の実効性を確保するため、他会社の株式の所有申告を大規模企業集団にも要求している（12条2～6号）。この結果、大規模企業集団に属する会社は、系列会社または特殊関係人と合わせて他会社株式の20%以上所有する場合、公正取引委員会に申告することが義務づけられる。また、大規模企業集団の株式保有現況の報告制度（13条）、大規模企業集団の指定告示（14条）が1986年改正以後、導入されている。87年4月、32の大規模企業集団、509の系列会社が指定されている⁽²⁰⁾。

なお、違法なまたは強要もしくは不公正な方法によって企業結合が行なわれ、また持株会社設立禁止の違反、違法な株式の取得・所有、金融・保険会社の違法な議決権行使および各々の脱法行為が行なわれたときには、公正取引委員会は必要な是正措置を命ずることができる（16条）。これには、企業結合の禁止、株式の全部または一部の処分、役員の辞任、営業の一部譲渡が含まれる。さらに公正取引委員会は、会社の合併または新会社設立については無効の訴えを提起することができ（16条2号）、また相互出資禁止、出資総額の制限に違反して株式を取得または所有した会社には課徴金を課すことができる（1990年改正、17条）。

（3）不当な共同行為の制限

1980年独占規制法は、当初、一定の取引分野で競争を実質的に制限する共同行為を、登録制の下で容認していたが、86年改正法は、これを原則的に禁止した。同法は、事業者が契約、協定、決議その他方法の如何を問わず、他

の事業者と次の共同行為をなすことを禁止している(19条)。即ち、(イ)価格を決定、維持、変更する行為、(ロ)商品の販売条件または用役の提供条件またはその代金もしくは代価の支払条件を定める行為、(ハ)商品の生産・出庫、輸送もしくは販売の制限または用役の提供を制限する行為、(ニ)取引地域または取引相手を制限する行為、(ホ)生産または用役の提供のための設備の新設もしくは増設または装備の導入を制限する行為、(ヘ)商品の生産または販売時にその商品の種類または規格を制限する行為、(ト)営業の主要部分を共同で遂行し、または管理するための会社を設立する行為、(チ)他の事業者の事業内容または活動を制限する行為である。もっとも、産業合理化、不況克服、産業構造の調整、中小企業の競争力向上または取引条件の合理化の場合で、大統領令の定める要件に従って、公正取引委員会の認可を受けたときは適用除外される(20条)。しかしその認可申請にあたっては、必要と認める場合、当該申請内容のみならずその許可内容の変更を公示して、利害関係人から聴聞することができるとしている。

なお、不当な共同行為に対して、公正取引委員会は、当該行為の中止命令、法律違反事実の公表等の是正措置をとることができる(21条)。他方、不当な共同行為をなした事業者には、その実行期間における総売上額の1%以内の範囲で課徴金が賦課される(22条)。

(4) 事業者団体の禁止行為

事業者団体は、設立後30日以内に公正取引委員会に申告しなければならず(25条)、次の行為をなすことが禁止されている。(イ)競争を実質的に制限する行為、(ロ)事業者数の制限、(ハ)構成事業者の活動制限、(ニ)事業者に不公正取引行為または再販売価格維持行為をさせること。また、独占規制法は、事業者団体の違反行為を予防する観点から、公正取引委員会に事業者団体が遵守すべき指針を制定・運用する権限を認めている(26条3項)。

事業者団体の違反行為に対しては、公正取引委員会は、中止命令、契約条項の削除、訂正公告、法律違反事実の公表、その他的是正措置をとることが

できる(27条)。なお、不当な共同行為により競争を実質的に制限する事業者に対して課徴金を課することができる規定が1990年改正によって新設された(28条)。

(5) 不公正取引の規制

市場における公正な競争を確保するためには、近時、事業者の不正な競争手段や競争者の不公正な取引方法を排除する一方、消費者の利益を保護する観点からも、不公正取引行為を規制する必要が要請されている。

韓国の独占規制法は、公正競争阻害の規制、さらに消費者の不利益を事前に防止する観点から、不公正な取引の個別行為を規制している(23条、24条)。

不公正取引の規制は、すでに1975年「物価安定および公正取引に関する法律」に規定されており、日本の独占禁止法と同様、指定告示方式が採用されてきた。これは、すべての事業分野に共通して適用される不公正取引行為と、特定の事業分野にのみ適用される不公正取引行為を区分して指定している。

当初、1976年の経済企画院告示第7号に基づく不公正取引行為の一般指定の下では、(イ)取引拒絶、(ロ)差別価格、(ハ)集団排斥、(ニ)取引強制、(ホ)優越的地位の濫用、(ヘ)再販売価格維持、(ト)取引地域の制限、(チ)虚偽、誇張広告、(リ)買占め、売惜み、(ヌ)生産、出庫調整が定められた。しかし、特殊指定の不公正取引行為は特別に公示されなかった。

1980年独占規制法は、すでにみたように、市場支配的地位の濫用や不当な共同行為の制限による市場の独占化と競争制限の規制に重点をおいているが、不公正な取引行為についても規制強化をはかっている。これは從来、一般指定された不公正取引の行為類型の拡大(81年5月不公正取引行為指定告示第40号)および不当廉売に関する指定告示(82年経済企画院告示第59号)の新設にみられる。

さらに、次のような特殊事業分野に適用される特殊指定を相次いで公示している。(イ)1983年7月の「流通業界の割引特別行為に対する不公正取引指定告示⁽²¹⁾」、(ロ)82年3月および85年6月の「景品類提供に関する不公正取引

指定告示⁽²²⁾」、(ハ)85年10月の「百貨店業界に対する特殊不公正取引行為指定告示⁽²³⁾」、(ニ)82年12月の「下請取引上の不公正取引指定告示」(85年4月に下請取引公正化に関する法律の制定と同時に廃止⁽²⁴⁾)。

① 不公正取引行為

独占規制法第15条は、(イ)不当に取引を拒絶したまは取引の相手方を差別して取り扱う行為(1990年改正)、(ロ)不当に競争者を排除するため取引する行為、(ハ)不当に競争者の顧客を自己と取引するよう誘引し、または強制する行為、(ニ)自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引する行為、(ホ)取引の相手方の事業活動を不当に拘束する条件で取引し、または妨害する行為、(ヘ)事業者、商品または用役に関して虚偽または消費者を欺瞞もしくは誤認させるおそれがある表示・広告(商号の使用を含む)する行為(90年改正)につき、公正取引委員会が公正な取引を阻害する恐れがあると認めて指定告示する行為、を不公正取引行為と定義する。

とりわけ1986年独占規制法改正以後は、企業集団に対する不公正取引の監視制度を確立するため、個別事業者の不公正取引行為のみならず、系列会社または他の事業者をして不公正取引行為をするよう強要することを禁止している。

この結果、現行の不公正取引行為の一般指定告示⁽²⁵⁾(1986年7月)(後述)も、これを受けた企業集団に対する不公正取引行為の規制を強化している。現在、次のような12の具体的な行為類型が指定されている。(イ)取引拒絶、(ロ)差別的取扱い、(ハ)集団排斥および集団的取扱い、(ニ)不当廉売、(ホ)不当高価買入、(ヘ)不当な顧客誘引、(ト)不当表示、(チ)不当な取引規制、(リ)優越的地位の濫用、(ヌ)排他的条件付取引、(ル)拘束条件付取引、(ヲ)虚偽、誇張、誹謗の広告。

この他、不公正取引行為の規制に連なるものとして、商品を生産または販売する事業者が、再販売価格維持行為をなすこと、不公正取引行為として原則的に禁止している(29条)。ただし、大統領または公正取引委員会から予め指定された再販売価格維持の対象品目については、同法の適用から除外される。そして、再販売価格を維持するため、契約を締結するときには、大統

領令に従って、その契約締結日から30日以内に当該契約事項を公正取引委員会に申告することが義務づけられている（30条）。

また、事業者または事業者団体が、不当な顧客誘引および虚偽または消費者を欺瞞もしくは誤認させるおそれがある表示・広告を具体的に防止することを目的に、公正競争規約の制度がとられている（1986年改正で導入）（23条4号）。この規約の設定にあたって、事業者または事業者団体は、差別的取扱いおよび虚偽欺瞞の表示または公告の違反行為に該当するか否かの審査を公正取引委員会に求めることができる。これらの行為は、先に述べた「景品類提供に関する不公正取引指定告示」によっても規律される。

ところで、以上みてきたように韓国の独占規制法制の発展は、企業集団の経済集中現象の中で、過度の経済力を抑制するため、大規模企業集団の規制など、しだいに独占規制強化の望ましい方向で展開されてきているが、独占規制法の運用実態はどのようなものであったのであろうか。ここでは、趙炳澤氏が調査した独占規制法違反事件の類型別分類（1981年4月～86年3月）のデータ⁽²⁶⁾を参考にしてみることにする。それによると1981年4月から85年3月の5年度間で、総計358件の違反事件が処理されている。このうち、5件が告発、242件が是正命令、111件が是正勧告の規制措置を受けた。

違反事件として取り上げられた行為を類型別にみると、(イ)市場支配的地位の濫用が3件、(ロ)企業結合の制限が13件、(ハ)不公正取引行為が283件、(ニ)事業者団体の設立申告、禁止行為が33件、(ホ)再販売価格維持行為が16件、(ヘ)国際契約締結の制限が9件となっている。

これらのデータをみると、韓国では、市場支配的事業者による市場支配力の濫用行為や寡占的大企業の企業結合、さらに共同行為による競争制限行為の規制はきわめて消極的であり、不公正取引行為の規制がもっぱらその主要対象であったことがうかがえる。

また不公正取引行為の規制についても、行為類型別にみると、そこでは規制対象の比重に若干の相違がみられる。これによると、(イ)虚偽・誇張広告および欺瞞行為が154件、(ロ)不当な顧客誘引が17件、(ハ)優越的地位の濫用が16

件、(二)不当表示が7件、(三)不当拘束条件付取引が6件、(四)取引条件等の差別的取扱い、不当な取引強制が各3件となっている。他方、特殊指定の不公正な下請取引行為が154件と、不公正取引行為の半数以上を占めている（表3）。

また、不公正取引行為の虚偽、誇張広告および欺瞞行為については、1985年5月に経済企画院が行なった実態調査では、総計102件のうち、価格表示（39.2%）、原産地・製造元（28.4%）、材料・成分（16.7%）、製造日時・有効期間（7.8%）、取引条件、内容（5.8%）、その他（2.0%）と報告されている⁽²⁷⁾。さらに84年『公正取引白書』にみられた再販売価格維持や不当表示、虚偽・誇張広告のは是正現況（1981年6月～83年12月）⁽²⁸⁾には、「財閥」企業が少なからずみられる。

以上の限られた資料においても、独占規制法の運用結果は、系列化に伴う企業集団の経済力集中の進行と併せてみると、企業集団の経済力を背景とした生産、流通過程での市場支配力の濫用および消費者の利益侵害行為は無視しえないものとなっていることを示しているといえよう。

② 不当表示の規制

韓国においても、近時、消費者保護の観点から、不当表示の規制への関心が高まっている。不当表示の規制は、従来、独占規制法15条の不公正取引行為に関する1981年一般指定告示第40号の第7号（不当表示）および第12号（虚偽誇張広告および欺瞞行為）に基づく82年「表示・広告に関する公正取引の指針」によって行なわれてきたが、現在、86年「不公正取引行為指定告示（86年第一第4号）」によって指定・運用されている。

この他、消費者の合理的な商品選択のために、一般的に表示を規制する法律として、不正競争防止法（1961年12月30日法律911号、86年12月法律3897号により改正）、薬事法、食品衛生法、工業品質管理法、工業標準化法、物価安定法、農薬管理法、肥料管理法が制定されており、各々の法目的の範囲内で表示規制を行なっている（表4）。

ところで、1982年「表示・広告に関する公正取引の指針」は、不当表示に対する独占規制法の運用方針を次のように定めていた。即ち、当該不当表示

表3 独占規制法違反事件の概要（1981年4月～86年3月）

違反内容	年 度	1981*	1982	1983	1984	1985	合 計
1. 市場支配的地位の濫用禁止		—	—	(1)	(2)	—	(3)
(1)市場支配的地位の濫用禁止		—	—	1	2	—	3
(2)価格の同調的引上		—	—	—	—	—	—
2. 企業結合の制限		—	(1)	—	—	—	(1)
(1)企業結合の制限		—	1	—	—	—	1
(2)企業結合の申告		—	—	—	—	—	—
(3)脱法行為の禁止		—	—	—	—	—	—
3. 不当な共同行為の制限		—	—	—	(5)	(8)	(13)
(1)共同行為の登録		—	—	—	—	—	—
(2)不当な共同行為の制限		—	—	—	5	8	13
4. 不公正取引行為の禁止		(20)	(24)	(37)	(87)	(115)	(283)
(1)不公正取引行為の禁止		(20)	(24)	(19)	(22)	(44)	(129)
1) 不当な取引拒絶		2	—	1	—	—	3
2) 取引条件等の差別的取扱		—	—	—	—	—	—
3) 集団排斥および集団的差別取扱等		—	—	—	—	2	2
4) 差別対価		—	—	—	—	1	1
5) 不当廉売および不当高価買占		—	—	1	—	—	1
6) 不当な顧客の誘引		2	9	1	2	3	17
7) 不当表示		—	5	—	—	2	7
8) 不当な取引強制		—	1	—	2	—	3
9) 優越的地位の濫用		2	—	—	3	11	16
10) 不当排他条件付取引		—	—	—	—	1	1
11) 不当拘束条件付取引		5	—	1	—	—	6
12) 虚偽・誇張広告および欺瞞行為		9	9	15	15	24	72
(2)不公正下請取引行為		—	—	(18)	(65)	(71)	(154)
5. 事業者団体		(8)	(9)	(4)	(3)	(9)	(33)
(1)事業者団体の設立申告		—	—	—	—	—	—
(2)事業者団体の禁止行為		8	9	4	3	9	33
6. 再販売価格維持行為の制限		—	(1)	(5)	(6)	(4)	(16)
(1)再販売価格維持行為の制限		—	1	5	6	4	16
(2)再販売価格維持契約の申告		—	—	—	—	—	—
7. 国際契約締結の制限		—	—	—	—	(9)	(9)
(1)不当な国際契約の締結制限		—	—	—	—	9	9
(2)国際契約の締結申告		—	—	—	—	—	—

(注) *年度期間は各々4月1日～翌年3月31日。

(出所) 趙炳澤「韓国の独占禁止政策の現状とその展開」(『公正取引』1986年10月, 432号), 42～43ページ。

に対し、事業者は、故意または過失の如何を問わず、問題となる表示または広告に対する事実もしくは真偽如何に関する立証責任を負うものとする。しかしながら、消費者の自主的で合理的な商品選択を可能とする情報を積極的に開示させるとの観点から、なお不十分であったため、86年7月1日、新たに前記「不公正取引行為指定告示」を制定する一方、同年12月の独占規制法の改正にあたり、事業者または事業団体が不当な顧客の誘引および虚偽または誇張した表示・広告を行なうことを防止するため、新たに公正競争規約設定の根拠規定をおいた。現在、この公正競争規約の法適合性の審査は公正取

表4 個別表示関係法規定内容

〈○：規定 ×：未規定〉

		薬事法	食品衛生法	工産品品質管理法	工業標準化法	物価安定法	農業管理法	肥料管理法
取引内容	1. 材料・成分	○	○	○	○	×	○	○
	2. 品質・性能	○	○	○	○	×	○	○
	3. 規格・容量	○	○	○	○	×	○	○
	4. 製造日時	○	○	○	○	×	○	○
	5. 特徴	×	○	×	×	×	×	×
	6. 原産地	○	○	×	×	×	×	×
	7. 製造会社	○	○	○	○	×	○	○
	8. 表記文字	○	○	○	×	×	×	×
	9. 容器・包装	×	○	×	×	×	×	×
	10. 推薦・勧奨	○	×	×	×	×	×	×
	11. その他内容	○	○	×	×	○	○	○
取引条件	1. 価格			1)	1)		1)	1)
	○ 工場渡	×	×	×	×	○	×	×
	○ 小売	○	×	×	×	○	×	×
	2. 景品提供	○	○	×	×	×	×	×
規制内容	3. 保証	×	×	×	×	×	×	×
	4. その他条件	×	×	×	×	×	×	×
	1. 表示義務事項	○	○	○	○	○	○	○
	2. その他表示・広告事項	○	○	×	×	×	△ ²⁾	△ ²⁾

(注) 1) 当該法目的上、これを包括的に規定することが事実上困難。

2) 他社商品に対する虚偽・誇張規定はない。

3) 消費者保護法は、すべての商品に対して表示・公告しなければならない。

また表示方法に関する基準を設けて指定告示できるようになっている。

(出所) 経済企画院『公正去來白者』、1984年、183ページ。

引委員会に求めることができる。

なお、現行の不公正取引行為指定告示の第7号（不当表示）および第12号（虚偽・誇張・誹謗の広告行為）は次のように定めている。

〔不当表示〕——商品または用益の価格、数量、材料、成分、品質、規格、含量、原産地、製造元、製造方法、効能、包装その他の内容あるいは取引の条件に関し、事実と異なるかもしくは誇張して表示するか、または客観的に認定された根拠をもたずに競争事業者に比べ、自己のことが優良または有利であるとするか、もしくは自己のことに対して有利な部分だけを比較、表示して顧客を誘引する行為。

〔虚偽・誇張・誹謗の広告行為〕——商品または用役の価格、数量、材料、成分、品質、規格、含量、原産地、製造元、製造方法、効能、その他の中内容あるいは取引の条件に関し、次の一つに該当する内容で広告する行為。ただし、この場合の広告には、事実上広告の効果ある学術、研究、世論調査発表会およびこれに類似した方法を含む。

- (イ)自己のことに関して事実と異なるか、もしくは誇張して広告するか、または客観的に認定された根拠をもたずに、競争事業者のこととに比べ、自己のことが優良または有利な部分だけを比較、広告することによって顧客を誘引する場合。
- (ロ)競争事業者のことに関して事実と異なるかもしくは誇張して誹謗する場合。

(6) 消費者保護

韓国では、1980年1月に消費者保護法⁽²⁹⁾が制定されたが、寡占的市場支配力を阻止するに足る独占規制法が十分確立されていない段階にあって、ほとんど機能する余地がなかったといえる。しかし、同年12月に独占規制法が制定され、以降その運用が強化されるに従って、しだいに消費者保護政策の確立の重要性が認識されつつある。

経済企画院は、1986年12月、80年消費者保護法を全文改正し、翌87年6月

からこれを施行している⁽³⁰⁾。

同法は、消費者の権利保護に関する基本原則、いわゆる、(イ)安全である権利、(ロ)知らされる権利、(ハ)選択できる権利、(ニ)意見が反映される権利に基づいて安全規制、表示規制、広告規制を柱に消費者の権利保護をはかっている。

① 危険および危害の防止

消費者の生命、身体および財産に対する危険を防止するため、中央行政機関は、物品、用役、成分、含量、構造等の内容およびその利用に係る指示または警告につき事業者が遵守すべき基準を定める義務がある（6条）。

② 質・量に関する表示規制

事業者との取引において、消費者が損害を蒙ることを防止するため、物品および用役の計量および品質基準を設定することが必要とされる。そのため、国は消費者が十分な選択を行なうに足る表示基準と施策を講じなければならない（7条）。

特に危険および危害の防止に相応しない場合には、事業者は物品の製造、輸入、販売および用益の提供を行なうことができず（7条）、また物品および用益に対する正当な意見を反映させ、かつ不当表示から生ずる損害の補償解決を行なうため、事業者には適切な機関を設置し、運営することが義務づけられている（8条）。

③ 広告規制

消費者の生命、身体に危害をもたらす物品、用役の広告基準を中央行政機関は制定する義務を有する（9条）。その対象には食品、嗜好品、医薬品、土産品が指定されている。

なお、消費者保護の実施機関は、韓国消費者保護院で、消費者の保護に必要な物品、用益、規格、品質、安全性について試験、検査および調査を行なうほか、消費者の不満処理、被害救済を同院の紛争調停委員会を通じて行なう。同法の違反に対しては、罰金もしくは刑事罰が適用される。

III 台湾の競争法制の展開

1. 競争立法の導入

輸出振興に支えられ急速な経済発展を遂げてきた台湾では、すでにみたように、現在、産業構造の高度化、貿易・投資の自由化が要請され、これに伴う経済政策の改革の下で、本格的な競争政策・法の導入準備が進められている。同国の産業政策を特色づけている輸出指向工業化への転換には、当初、市場自由化政策がとられたが、経済発展の拡大を通じて、基本的に産業・貿易活動で政府が大きな役割を果たしてきたのである。これは、「国民の生産事業および対外貿易は、国家の奨励、指導および保護を受ける」(憲法第145条)ことを表明した原則にも明らかに示されていた。しかし、近時、内・外の要因に基づく開放経済政策の要請は、経済活動における従来の政府介入の緩和と市場での競争機能の確保をいっそう強く求めている。

こうしたことから、1980年代に入り、政府は経済の自由化・開放化に備えて、貿易や産業開発における政府の介入を緩和する一方、競争政策・法の本格的な整備に着手している⁽³¹⁾。これは、自由貿易の原則に基づく、政府の貿易規制措置の緩和・撤廃をはかる「外国貿易法草案」(83年)や工業開発における政府介入の範囲を限定し、工業構造の高度化を調整する「工業開発法草案」(84年)、さらに競争法の導入に備えた82年以降の「公正取引法草案」の立法化に示されている。

2. 競争法制の概要

(1) 「公正取引草案」の立法整備

1982年、政府は欧米やECの競争法を参考にした第1次「公正取引法草案」

(全文85条)を起草し、競争法制の整備にとりかかった。しかし、同法は採用されず、その後84年の全文46カ条からなる第2次の「公正取引法草案」の起草を経て、最終的に86年5月15日、「公正取引法」の政府提案が採択されることになった。だがこの政府提案も立法院での審議が十分なされず、89年5月、ようやく審議が再開されることになった⁽³²⁾。

この「公正取引法草案(正式には「公平交易法草案⁽³³⁾」)はアメリカ、西ドイツ、日本、韓国の立法例を参考にしたといわれ、次のような構成からなる。

第1章総則(第1~9条)、第2章独占、結合、共同行為(第10~17条)、第3章不公正競争(第18~24条)、第4章公正取引委員会(第25~34条)、第5章損害賠償(第30~34条)、第6章罰則(第35~44条)、第7章附則(第45~49条)。

(2) 「公正取引法草案」の特色

台湾の「公正取引法草案」は基本的に競争の保護と不正競争防止の二つの規制原理から構成されている。同草案にこの二つの規制原理が採用された背景には、すでにみたごとく、市場支配力を有する企業集団が同国でも形成され、競争機能に大きな影響力をもちつつあること⁽³⁴⁾、また貿易・経済取引の進展に伴って、商標侵害や偽造商標による不正商品取引にみられる不公正取引慣行が表面化してきており、競争秩序の維持と公正競争の確保が大きな課題となっているからである。

もっとも、「公正取引法」の導入に対しては、その立法化が長期にわたっている点にもみられるように、独占規制が厳しすぎるとする根強い反対がある一方、「公正取引法草案」での反独占と不正競争防止の二つの規制原理を包摂し立法化することへの批判が存在する。

(3) 独占規制

「不公正取引法草案」が目的とする主な規制の一つは独占規制である。同草案第5条は独占を次のように定義している。(イ)事業者が特定の市場において、競争が存在しないか、または圧倒的な地位をもって、競争を排除するこ

とができること、(iv) 2 以上の事業者が価格について実質的な競争を行なわない場合で、その事業が全体として、前記(i)に規定する状態があること。このうち、(iv)の規定は、特に政府当局が、同国の多くの寡占企業により意識的平行行為やプライスリーダーシップによる反競争的行為が行なわれているとみなしていることの証左であるとされる⁽³⁵⁾。

そこで、同草案は、独占的状態の事業者が次の行為をなすことを禁止している(10条)。(i)不公正な方法で、直接または間接的に、他の事業者が競争に参加することを阻害すること、(ii)商品の価格または役務の報酬について、不当な決定、維持または変更をなすこと、(iii)正当な理由がないのに、取引の相手方に特別の優遇をさせること。ところで、これらの規定は独占的市場支配力を背景とする行為規制にその主眼をおいているが、一方で単純独占でなくとも、掠奪的価格や独占価格などは、独占的行為を構成するものとして、それ自体問題の余地があることが指摘されている⁽³⁶⁾。

なお、独占的事業者は、公正取引委員会によって認定および公告される。

(4) 企業結合の制限

独占的市場支配を防ぐために、「公正取引法草案」は、企業結合を次のように定めている(6条)。(i)他の事業者との合併、(ii)他の事業者の議決権付株式総数の 3 分の 1 以上の所有または取得(当該事業者と支配・従属関係にある事業者保有の株式も算入される)、(iii)他の事業者の営業または財産の全部もしくは主要部分の譲受けまたは貸借、(iv)他の企業との恒常的な共同経営または他の事業者の経営の受任、(v)他の事業者の業務経営または人事に対する直接的または間接的支配である。

さらに、この企業結合は、次の要件に該当する場合、公正取引委員会の許可申請が義務づけられている。即ち、(i)事業合併後、市場占有率が 3 分の 1 に達する場合、(ii)事業結合に参加する 1 事業者の市場占有率が 4 分の 1 に達する場合、(iii)事業結合に参加する 1 事業者の前会計年度の資産総額または売上高が公正取引委員会の公示した数額を超える場合(9条)。

同9条の規定は、西ドイツの競争制限禁止法（24条）を参考にしたといわれるが、とりわけ事業合併は、現在進められている産業構造の高度化に伴う事業経営の合理化政策の推進との関係で大きな問題となっている⁽³⁷⁾。即ち、これは例えば投資奨励条例（1984年12月改正公布）が、企業経営の合理化促進を目的に、特定事業につき各種の税制上の優遇策をとっていることから⁽³⁸⁾、政府の合併促進政策と大きく抵触するからである。また公正取引法草案第10条は、事業結合の許可は、公正取引委員会が経済の総体的利益に合致するときこれを認めるとの一応の判断基準を定めているが、事業結合の許可申請がこうした基準の下で遅延されることがないよう、むしろ合併の事前届出制の導入が議論されている⁽³⁹⁾。

企業結合の排除措置については、認可の申請をしなかったとき、または申請が不許可となった場合、公正取引委員会が当該結合を禁止し、期限を定めて、その分割、株式の全部もしくは一部の処分、営業の一部の譲渡、職務についているものの解任、その他必要な措置が命ぜられる。さらに、これらの処分に違反したときには、公正取引委員会は、解散、営業停止または強制的休業を命ずることができる（13条）。

（5）共同行為の規制

共同行為（聯合）については、「公正取引法草案」は原則的に禁止しているが、先の企業結合と同様、公正取引委員会による許可制を導入し、その適用除外を認めている。同草案第7条によると、共同行為とは、「事業者が契約、協定、またはその他の方式による合意をもって、競争関係にある他の事業者と共同して、商品の価格を決定し、または数量、技術、製品、設備、取引の相手方、取引の地域を制限する等、相互に事業活動の行為を拘束すること」と定義される。

ただし、共同行為は、次の状況に該当する場合で、公正取引委員会が経済の総体的利益に合致すると認めるとき、許可される（14条）。（イ）生産原価の引下げ、品質の改良、効率の増進のため、商品規格または型式の統一を行なう

場合、(口)技術の向上、品質の改良、生産原価の引下げ、効率の増進のため、商品または市場を共同研究開発する場合、(ハ)事業者の合理的経営の促進のため、別個に専業の発展をはかる場合、(ニ)輸出の確保または促進のため、専ら外国市場における競争につき協定する場合、(ホ)貿易の効果を強化するため、かつ外国商品の輸入に対して共同行為する場合、(ヘ)商品の市場価格が、持続して平均生産原価を下回り、当該事業分野の継続維持が困難であるため、需要計画に対応する目的で、生産、販売の数量、設備、価格を制限する共同行為をなす場合、(ト)事業の経営効率を増進し、またその競争力強化のため、共同行為をする場合。

ところで、これらの規定は、西ドイツの競争制限禁止法（1、8条）、日本の独占禁止法（24条の三、四）、韓国の独占規制法（12条）の立法例に拠っているが（立法趣意書14条規定）、近時、輸出振興策に伴う公的競争制限措置や非関税障壁措置の維持に対する批判の声が高まっているため、同14条の例外規定は大幅に見直されているといわれる⁽⁴⁰⁾。

なお、公正取引委員会は、前述の共同行為の許可にあたって、原則的に期間の制限（3ヵ年）を設けている（15条）。また、当該許可の登記後、許可の事由が消滅し、経済の状況が変動し、または企業が許可の範囲を越えて行為をなした場合には、同委員会は、許可の取消、許可内容の変更、当該行為の停止、是正を命ずることができる（16条）。さらに、これら許可に係る条件、制限および処分は、登記されかつ政府公報に記載されることを要する（17条）。

共同行為の違反者には3年以下の禁錮または10万元以下の罰金の制裁が科せられる（35条）。

（6）不公正な競争の規制

台湾の「公正取引法草案」は、独占規制とともに広汎な不正競争慣行の規制をその立法目的としている。同国には、これまで不正競争防止に関する特別立法が存在せず、専ら刑法典の下で、商標・商号の偽造・模造およびこれら商品の販売・輸入・陳列、輸入品の虚偽標記等が犯罪行為とされている。

しかし、同草案は日本の独占禁止法によって規制されている再販売価格維持、不公正な取引方法の禁止に加えて、商標の侵害、パッシング・オフ、原産地虚偽表示、営業誹謗行為、欺瞞・不正行為等の一連の不正競争行為を広汎に規制しており、これらは消費者保護の観点からも重要な規制手段となっている。

まず、再販売価格維持は、一般消費者の日用品または市場に競争できる同種商品がある場合を除いて禁止され、それに反する約定は無効とされる（18条）。ただし、同草案は、再販売価格の禁止規定に違反する罰則を特別明示していない。

他方、不公正な取引方法に相当する行為としては、具体的に次の5類型が定められている（19条）。（イ）特定企業の損害を目的に、他の事業者または当該特定事業者に対する供給、購買、その他の取引を断ち切らすこと（取引排斥）、（ロ）正当な理由がないのに、他の事業者を差別的に取り扱うこと（差別的取扱い）、（ハ）脅迫、誘引、その他の不当な方法で、競争者の顧客に自己との取引を強制すること（顧客誘引、取引強制）、（ニ）脅迫、誘引、その他の不当な方法で、他の事業者が価格について競争を行ない、結合または共同行為への参加を不可能にすること（排他的取引）、（ホ）脅迫、勧誘、その他の不当な方法で、他の事業者の業務上の機密、取引相手方の資料またはその他技術との機密を獲得すること（取引上の機密の漏洩）、（ヘ）取引相手方の企業活動に対する不当な制限を条件として、取引をなすこと（拘束条件付取引）。

また、同草案第19条は、事業者が営業上提供する商品、役務につき、次の不正競争の手段を使用することを禁止している（19条）。

- （イ）国内で周知されている他人の氏名、商号または会社の名称、商標、商品の容器、包装、他人の商品を表示する標記を同一または類似の方式で使用するか、当該商品を販売、運送、輸出または輸入すること。
- （ロ）前記（イ）の標記の使用に基づき、他人の営業または役務の施設、活動と混同を生じさせること。
- （ハ）同一商品、同類商品に未登録の外国著名商標と同一または類似の商標を

使用すること、または当該商標使用の商品を販売、運送、輸出もしくは輸入すること（20条）。

この他、競争関係にある事業者、他の取引従事者の営業上の信用を害する虚偽の事実を陳述しまたは流布する営業誹謗行為（22条）、およびその他取引秩序に影響を与える欺瞞的、不正の行為（24条）も禁止されている。

前記20条の規定導入の背景には、明らかに近時批判されつつある著名商標等の侵害行為に対し、規制強化の方向を打ち出したものといえよう。

こうした中で、台湾国内では、1989年、他人の商品の容器および包装の模倣に対し、最高裁判所が、不法行為とみなして侵害行為の差止めおよび損害賠償の請求を認める判決を下しているのが注目される⁽⁴¹⁾。とりわけ「公正取引法草案」は、同草案規定の違反行為に対し、侵害行為の差止めおよび防止の請求（31条）の他、3倍額の損害賠償の請求権（32条）を被害者に認めている。そこでは、公正取引委員会の審決と民法上の損害賠償請求との関係について特別に規定していないが、上記最高裁判所の判決が「公正取引法草案」の民事救済の取扱いに一定の方向を示したものといえる。

さらに、同草案は、近時、台湾経済での民間貸借市場の拡大とともに、割賦販売金融や民間互助会を背景としたマルチ販売、いわゆる連鎖販売取引を禁止している。同国では、従来、非組織的金融市场での取引は1952年の「地下錢莊取締法」の下で規制されてきた。しかし「公正取引法草案」は、こうした市場での不正な取引を新たに販売段階において規制している⁽⁴²⁾。

同草案によると、マルチ販売とは、加入者が、金銭給付、商品購買、役務提供、債務負担による対価を支払い、他のものを加入者として紹介する権利を取得し、また他のものを連鎖的に加入させることによって、コミッション、奨励金、その他経済上の利益を得る販路の拡張または販売の計画、組織と定義される（8条）⁽⁴²⁾。

（7） 不当表示の規制

「公正取引法草案」は、前述の周知された商品に係る他人の標記の不正使

用および混同行為とは別個に、原産地、出所地の虚偽表示および質量誤認、不正広告に基づく不当表示の規制を一括して規定している。これは公正な競争を阻害する行為を規制する反面、近時国内で関心が高まりつつある消費者保護の促進の観点からも、その規制が求められている。

同法第21条の下では、事業者または取引に従事する他のものが、商品、広告または公衆が知ることのできる他の方法で、商品の原産地、製造地、加工地、品質、内容、製造方法、用途、数量、価格につき、虚偽または誤認を生じさせる表示をするとともに、当該表示の商品の販売、運送、輸出または輸入も禁止している。

もっとも、商品の不当表示は、生産者の信用と名誉の確保、消費者の利益保護のため、すでに1982年の商品表示法の下で、商品、包装および広告について規制されている。だが、「公正取引法草案」は商品表示法の目的に則しながら、かつ公正な競争を確保するため、その規制の範囲を拡張しているといえる。

(8) 消費者保護

台湾にはこれまで消費者の権利保護を目的とする独自の消費者保護法は存在しなかった。しかし、1983年に内政部から提出された「消費者保護法草案」⁽⁴³⁾の立法準備が現在進められており、消費者保護への本格的な取組みがみられる。ところで、同草案起草以前、消費者保護に対する関心が十分でなかったとはいえば、まったく消費者に対する法的保護がなされていなかったというわけではない。前述の商品表示法にみられるように、消費者保護に一定の法的効果をもたらすと考えられる法規が存在しており、これは主として、刑法および行政法規によって規制されている⁽⁴⁴⁾。

刑法典では、衛生飲食物の製造、販売、陳列妨害（191条）、度量衡の違背行使（208条）、商標・商号の偽造、模造（253条）および販売、陳列、輸入（254条）、虚偽標記の商品の販売、陳列、輸入（255条）、詐欺背信行為（338条）に基づく不正、虚偽の取引慣行が経済犯罪として処罰の対象とされている。

他方、行政法規のレベルでは、消費者の生命、健康、安全の見地から、食品、衛生管理法（1975年、83年改正）、化粧品衛生管理条例（72年、79年および85年改正）が制定されている他、前述の商品表示法が、(1)危険性、時効性、衛生安全、特別な性質および処理を伴う商品の用途、有効期間、使用と保存方法、その他警告事項の表示規制を行なっている（9条）。さらに「広播電視法」（62年）が、薬品、食品、化粧品、医療機器・技術および薬務に関する廣告内容について、事前に衛生管理主管から許可を得ることを義務づけている（34条）。

しかしながら、これらの消費者保護に関連する法規制の枠組みは限定的な効果を有するにすぎないことに加えて、同国での消費者保護運動がしだいに高まりつつある⁽⁴⁵⁾ことから、より本格的な消費者保護法の制定が要請されてきてている。

こうした中で、政府により起草された前述の「消費者保護法草案」は、主として、(イ)表示規制、(ロ)廣告規制、(ハ)安全規制の観点から、消費者の権利および利益の保護、また国民消費の増進をその目的としている⁽⁴⁶⁾。

① 表示規制

同草案は、消費必需品を供給、販売し、または役務を提供する企業経営者に対し、商品表示法および関連法規を遵守することを明記し（10条），さらに、消費必需品および役務の安全性と実効性を保証するため、これらを供給、販売および提供する企業経営者に対してその品質および性能の保証、保証内容の表示を要求できる権限を内政部に賦与している（11条）。また、第12条は、必需品の小売単位価格の明確な表示を求めている。

② 広告規制

企業経営者は、消費必需品または役務の内容について、虚偽誇大廣告をなすことが禁止される（13条）。また企業経営者は、消費者に当該必需品および役務を販売するとき、内政部が定める規則に従い適切かつ安全な包装をしなければならない（14条）。

③ 安全規制

同草案第15条は、企業経営者が成分、含量、構造を規律する規則に基づかず、かつ消費者の生命、身体、健康、財産に危害を及ぼす製品を製造、供給または販売することを禁止し、またその防止のための警告表示および危害発生防止の措置をとることを義務づけている。そして前記15条に違反した場合には、地方政府（省・県）は、危害物品の排除のため、適当な措置をとる他、勧告により、改善あるいは製造、供給、販売の停止をなすことができると定めている（17条）⁽⁴⁷⁾。

他方、消費者には、地方政府の調停手続を請求することが認められる（25条）ほか、30万元以下の消費者訴訟においては、略式の民事手続を申請することができる（26条）。

なお、「消費者保護法」の運用機関は内政部であるが、消費者保護政策の統轄および法の運用を監督する上位機関として行政院消費者保護委員会が設置されている（4条）。

おわりに

以上、韓国、台湾の産業発展を通じて、競争秩序の確保に伴う政策と法の展開をみてきた。「規模の経済」を追求し、新たな経済の発展と拡大が求められているこの両国において経済の自由化は、市場における有効競争の促進とともに、そこでの企業行動ルールとしての競争法の役割を積極的に見直す大きな要因となっている。このことは、1980年代に入り韓国で経済の自由化に伴う経済改革が実施され、より本格的な競争政策への転換と法の整備・強化がはかられる一方、台湾でも産業構造の高度化、貿易の自由化の要請を通じて競争法の立法化が検討されていることに示されている。同時に、この経済の自由化は、国内的要因だけでなく、対外的にもアメリカ等の先進国からの市場開放の要求によって進められており、台湾では、競争法の導入の大きな契機とさえなっている。

しかしながら、経済の自由化に伴う競争機能の活性化とともに競争的市場環境の形成・確保が共に要請されている中で、両国の競争政策・法に対する取組み方は、これまでの産業開発における推進主体や政府介入のあり方を反映して、その相違として表われているといえよう。

即ち、韓国の競争政策・法は基本的に産業発展の推進の担い手である「財閥」の形成に伴う市場構造の歪曲化とその弊害を是正し、競争秩序を回復することに大きな重点が置かれている。これに対し、台湾では、これまで産業政策の推進において、韓国と比べて、総じて国内産業、貿易政策上の統制的因素を大きく残している他、産業発展の中心をなしてきた輸出部門も主として民間中小企業によっておしつけられてきたこともあり、国内市場での「企業集団」の形成が指摘されながらも、競争政策・法の確保に対する取組みは極めて消極的であったといえる。

そのため、むしろ、台湾では「公正取引法案」が、独占規制と不正競争防止の二つの規制原理を有していることにみられるように、不公正貿易慣行および競争的市場環境の形成を妨げる政府規制に対する外からの批判を通じて競争政策・法のあり方が問われる結果となっている。

こうした観点から、台湾では、一方で企業行動ルールとして競争法が、形成されつつある「企業集団」への対応において積極的役割が期待されるが、他方でその導入前における政府規制の排除とこれに伴う競争的市場環境の形成・確保がより重要な意味をもっている。

とりわけ、韓国の本格的な競争法への移行が、経済自由化への経済政策上の要請と政府規制の緩和、排除等の政治的改革を背景に、競争的市場環境の整備を通じて実現されてきたことを考えると、台湾でもこうした方向での経済運営が確保されてこそ、本来の競争法の意義がもたらされるといえよう。

注(1) 競争政策と貿易政策の領域から生ずる諸問題については、OECD 制限的慣行専門委員会編、公正取引委員会事務局涉外室訳『競争政策と貿易政策』、1988年。これらの法規制原理を分析したものとして、野木村忠邦「通商法と独占禁止法の調整」(『経済法年報』、有斐閣、1988年)、25~44ページ。

- (2) 中小企業の市場を確保する政策的措置としては、1975年に中小企業系列化促進法とともに中小企業事業調整法の改正が行なわれた。
- (3) Julian O. von Kalinowski, ed., *World Law of Competition*, overview (1986), Section 1.22, South Korea. 産業集中の実態については、この他、白洛基、張錫仁、李徳熙『韓国の産業政策』、産業研究院、ソウル、1988年7月が詳しい。
- (4) 1982年10月「新外国投資自由化政策」が発表された。
- (5) 1986年1月に「工業発展法」は市場メカニズムを活性化し産業構造の再編をはかることを目的としているが、参入制限などを通じて企業行動に対する政府の干渉の余地が残されている。
- (6) 韓国の貿易管理の現状および対米貿易関係については、Chan-Jin Kim, ed., *Business Law in Korea*, 2nd Ed., Panmun Book Company, Ltd., Seoul, Korea.
- (7) 工業化政策の評価については、長谷川啓之「戦後台湾の工業化政策」(日本大学商学部『商学研究』第4号、1986年), 27ページ以下。
- (8) 1985年以降、台湾では輸入自由化、関税率の引下げ、建設、コンサルタント業の自由化、銀行・保険業の参入制限の緩和等漸進的に開放されているが、なお、輸入申請資格規制、輸入地区限定規則などの非関税障壁も高い。
- (9) 具体的には、1974年通商法第301条に基づく報復措置が利用された。
- (10) 産業構造の高度化や技術革新に向けた中小企業の競争力確保のため1983年に「協力工場制度」が導入された。これは、大企業による中小企業の系列化促進をもたらす側面を有する。
- (11) 同法テキストの邦訳（公正取引委員会事務局官房涉外室訳）は『公正取引』No. 370, 1981年8月号所収。
- (12) 1988年度市場支配的事業者・対象品目（1987年12月30日指定告示）は、前掲『韓国の産業政策』所収。
- (13) 1986年改正（法律第3875号）を含むテキストとして、次のものが公表されている。
 - ① Economic Planning Board, Republic of Korea, *Monopoly Regulation and Fair Trade Law and the Enforcement Decree of the Law* (英訳), 1987,
 - ② 公正取引委員会事務局官房涉外室訳『韓国独占規制及び公正取引法』(邦訳)。
- (14) 詳細は、本城昇「韓国独占禁止法の改正」(『国際商事法』Vol. 18, No. 6, 1990年), 598~604ページ参照。なお、1990年改正（法律4198号）を含むテキストは、公正取引委員会本城昇訳『韓国独占規制及び公正取引法』(邦訳)。本稿作成中、1990年1月13日に独占規制法の改正が行なわれた結果、本文では必要なかぎり前記邦訳テキストを参照した。
- (15) 1981年独占規制および公正取引法施行令（1987年4月大統領令第12120号改正）第3条では、①1事業者の市場占有率の合計が50%以上、②3以下の事業

者の市場占有率の合計が70%以上とされていた。同施行令は前掲、*Monopoly Regulation and Fair Trade Law and th Enforcement Decree of the Law* に所収。

- (16) 独占規制および公正取引法施行令(1990年4月14日改正)第11条は、「資本金10億ウォン以上」または「総資産50億ウォン以上」と定めている。同テキストは、公正取引委員会本城昇訳「独占規制及び公正取引に関する施行令」参照。
- (17) 同上、改正施行令は、企業集団の範囲を「同一人が単独または特殊関係人と合わせて、当該会社発行株式総数の30%以上を所有している会社（中小企業投資会社が出資した中小企業の議決権のない株式は除く）、または他の役員の任免を通じて当該会社の経営に対して影響力を行使していると認定される会社」と規定する(3条、12条)。
- (18) 特殊会社の範囲は、他会社の事業内容の支配を目的に所有株式の価格が自己資産の総額の50%以上の会社(同上改正施行令15条)。
- (19) 同上改正施行令17条。
- (20) 趙炳澤「韓国『独占規制法』の改正内容と問題点」(『公正取引』No. 449, 1988年3月), 19ページ。
- (21) 経済企画院告示第62号。
- (22) 同上, 第85-2号。
- (23) 同上, 第85-3号。
- (24) 公正取引委員会事務局官房渉外室「韓国下請法の制定について」(『公正取引』No. 441, 1985年4月), 65~67ページ; 吉田孝雄「韓国の下請法の制定について」(『国際商事法務』13巻5号, 1985年), 319~328ページ; 「下請取引の公正化に関する法律」(邦訳)所収。
- (25) 経済企画院告示第86-4号。
- (26) 前掲、趙炳澤論文, 42~43ページ。
- (27) 経済企画院『公正去来自書』, 1984年, 190ページ。
- (28) 同上, 191~200ページ, 209~210ページ。
- (29) 1980年1月4日法律第3267号。
- (30) 1986年12月31日法律第3921号。英文テキストは, Consumer Protection Law, Economic Planning Board, 1987.
- (31) 台湾では、「公正取引法草案」の立法化に先だって、すでに戦前および戦後において非常時期農礦工商管理条例(1938年), 国家総動員法(1942年), 食糧管理条例(1948年)等の経済統制法が制定されており、価格・物資の統制の他、独占、投機・食糧貯蔵などを取り締まっている。これら統制立法の詳細は、前掲の、*World Law of Competition, overview* (1986), Section 1.21, Republic of Chinaa (Taiwan) 参照。
- (32) 「公正取引法草案」の概要については、Lawrence S. Liu, "Experimenting

- with Competition Law ; A Preliminary Analysis of the Draft Fair Trade Law of Taiwan, Republic of Chaina, "Journal of World Competition, Vol. 13, No. 1, Sep. 1989, pp. 5~17.
- (33) 同草案のテキストは、立法院議案関係文書、院總1375号、政府提案第2979号「公正取引法草案」案。
- (34) 台湾における企業集中の研究によると、1976年での市場集中率は10製造業分野で90%，4製造業分野で80~89.9%，46製造業分野で50%以上であったといわれる。この資料は、Fung-Hsiang Hsiano, "Determination and Analysis of Market Concentration in the ROC," *Monthly Journal of the Taipei City Bank*, Vol. 13, No. 5, Taiwan, 1981 (前掲 World Law of Competition, Section 4.02 参照)
- (35) Lawrence S. Liu, *op. cit.*, p. 11.
- (36) *Ibid.*
- (37) 合併に関する特別法はないが、会社法は、他の会社の投資額を払込済株式の40%までとしている。また政府は、1986年以降、規模の経済の実現、技術革新の強化、過度の価格競争の回避を目的に、輸出中小企業の合併を積極的に推進している。
- (38) 投資奨励条例第38条および同施行細則（1981年）第60条。
- (39) Lawrence S. Liu, *op. cit.*
- (40) これは、基本的にカルテル行為を原則禁止した上で、適用除外規定のすべてを廃止して、不況カルテルのみを認めるものである。『交流』No. 374, 1989年3月31日, 9ページ。
- (41) 『ユニオン・パテント・ニュースレター』No. 91, 1989年3月20日, 2~3ページ。
- (42) 同条の規定は、アメリカ、日本、香港の立法例を参考にして導入された（立法趣意書）。
- (43) 同テキストは、「内政部72年1月1日公布之消費者保護草案」参照。
- (44) 台湾における消費者保護の法政策の概要是、Philip, Shi-Tsung Lin, *The Consumer Law and Consumer Movement in the R. O. C.*, June 1985.
- (45) 台湾の消費者保護運動については、岡本忠広「中華民国台湾における消費者保護」(『近畿短大論集』18巻2号), 201~202ページ。
- (46) Lin, *op. cit.*, p. 32.
- (47) 政府は、不法行為による損害賠償を定めた民法典第191条に「製造物責任」(191条-1) を追加規定する草案を起草したといわれる。*Ibid.*, p. 34.

〈参考文献〉(注で引用したもの以外)

- (1) 服部民夫編『韓国の工業化——発展の構図』、アジア経済研究所、1987年。
- (2) 林俊昭編『アジアの工業化II 貿易摩擦への対応』、アジア経済研究所、1989年。
- (3) 伊従寛編『日本企業と外国独禁法』、日本経済新聞社、1986年。
- (4) 中村浩通「韓国の独占禁止法」(『公正取引』No. 333, 1978年7月), 37~41ページ。
- (5) 宋相現・澤田壽夫訳「韓国の独占禁止および公正去來法」(『国際商事法務』12巻8号, 1984年), 549~554ページ。
- (6) 趙炳澤「韓国の公正取引法の内容と問題点」(『公正取引』No. 370, 1981年8月), 8~17ページ。
- (7) 滝川敏明「韓国の経済発展と独禁政策」(『公正取引』No. 466, 1989年8月), 16~21ページ。
- (8) 本城昇「韓国における政府規制の緩和(上)(下)」(『公正取引』No. 471, 472, 1990年1, 2月), 38~42, 31~37ページ。
——「韓国における経済力集中とその規制(上)(中)(下のI)」(『公正取引』No. 473, 474, 475, 1990年3, 4, 5月), 48~53, 56~63, 68~73ページ。
- (9) 陶百川, 王澤鑑編纂『最新総合 六法全書』、三民書局、1983年。
- (10) 『中華民国經濟・貿易・投資関係法令集』、今日文化出版社、台北市、1985年。
- (11) *Legal Aspects of Doing Business in Asia and the Pacific*, ed., by Prof. Dannis Campbell, Kluwer Law and Taxation Publishers, Deventer, the Netherlands, West Publishing Co., USA, 1985.
- (12) Herbert H. P. Ma and In Jaw Lai, ed., *Trade and Investment in Taiwan*, Institute of American Center, Academia Sinica, 1986.
- (13) Stanley P. Wagner, "Antitrust, Korean experience, 1981-1985," *The Antitrust Bulletin*, Summer, 1987, pp. 471~522.